平成２９年（フ）第７０９号
大阪市平野区加美北７－１－２　加美北特別養護老人ホーム、住民票上の住所大阪市平野区平野市町１丁目７番６号102柳本方
債務者　中尾　康子
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８６７号
大阪市淀川区十三本町１―21―27―410、住民票上の住所大阪市淀川区加島４丁目２番29号　鎌田方
債務者　園池　　修
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８９９号
大阪市東淀川区瑞光３丁目４番７号　ワンダーハイツ304号
債務者　山本　磨純
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９２２号
大阪府守口市大日東町16番13―407号
債務者　末崎　明美
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１７号
千葉県我孫子市柴崎台３丁目８番７号　プラムガーデン我孫子
債務者　遠藤　真伴
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１２６号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷２丁目７番44号
債務者　藤代　佳子
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２０７号
千葉県流山市北134―151、住民票の住所千葉県野田市木間ケ瀬9285番地（飯島方）
債務者　岩田　陽介
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２３７号
千葉県我孫子市我孫子３丁目14番22号（201号）　ＫＭハイツ
債務者　後藤　和子
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２４９号
千葉県流山市駒木95番地の18　アルテール201
債務者　大信田秀明
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第９９号
岐阜市曽我屋665番地４（サンコーポラス曽我屋　１号棟　303号室）
債務者　奥村　直美
1　決定年月日時　平成29年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで　岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１０９号
岐阜市岩田坂４丁目７番23号
債務者　松岡佐代子
1　決定年月日時　平成29年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで　岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１１８号
仙台市青葉区中山台４丁目７番地の１
債務者　吉田　　悟
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２３８号
仙台市青葉区春日町５番15―303号（従前の住所仙台市青葉区通町１丁目９番１―208号）
債務者　高橋　凉子
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４３号
茨城県北茨城市磯原町磯原５丁目76番地２　ドリーム北茨城201
債務者　平石妃香留
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第４４号
茨城県日立市森山町４丁目１番20―103号
債務者　入澤　詩織
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第４５号
茨城県日立市金沢町６丁目12番７号
債務者　加藤　　渉
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第３１号
長野県小諸市大字滋野甲3935番地14
債務者　萩原　聖子
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで　長野地方裁判所佐久支部